

地歴・公民科 資料 77 No.

もくじ
巻頭

解説

トピックス

図書紹介

日本古代の女帝—研究の現状と方向性—

／荒木敏夫…………… 1

賃金格差の是正こそが景気回復のカギ

／吉本佳生…………… 6

日本の貧困問題と生活保護制度をめぐる近年の状況
について／藤田孝典…………… 10

…………… 15

巻頭

日本古代の女帝—研究の現状と方向性—

専修大学教授 荒木 敏夫

1

かつて、女帝については、「卑弥呼と似た存在でシャーマンのような役割をしていた」・「傀儡・中継ぎでしかなく、大した役割をしていなかった」といった意見が、一般的な理解であった。

こうした意見の背後には、「古代には、皇位継承上の困難な事情のある時、先帝または前帝の皇后が即位するという慣行があったのであり、それが女帝の本来のすがたであった」(井上光貞「古代の女帝」『日本古代国家の研究』岩波書店、1965年)とするかつての通説があった。

この通説の問題点は、女帝が「皇位継承上の困難な事情のある時」に即位するもので、女帝即位は特殊事情が生んだ例外的な即位であるとしたところにあり、<大王・天皇として即位する本来の在り方は男帝である>ということを証明することなく主張した点にある。

こうした研究状況を克服していくためには、女帝を「女性の君主」として論じる前に、「君主」として検討する王権論の観点が重要であり、必要でもある。

拙著『可能性としての女帝』(青木書店、1999年)では、前者については、主として、佐々木宏幹氏の研究に依拠して、シャーマンとは、神霊・精霊とトランス状態その他において直接交流・交渉する存在であり、「憑依 (possession)」と「脱魂 (ecstasy)」を本質的な要素とするという定義(「祭司・シャーマン・王」『憑霊とシャーマン』講談社学術文庫、1992年)を継承して、これまでの事例を再検証すると、女帝はいうまでもなく、男帝も含めて、大王・天皇をシャーマンとみなせる事例は見出せないことを明瞭にした。

すなわち、これまで、『日本書紀』の皇極元年8月朔日条の史料を引き、皇極女帝が、飛鳥川上流の南淵の河上で四方を跪拝して雨を祈ったところ、雷

も鳴り、大いに雨がふり、それが5日にわたったことを記していることから、女帝はシャーマンであったとする指摘もあったが、上記の定義からみれば、シャーマンといえるものでないことがはっきりしている。

後者の女帝＝中継ぎとする論は、男帝にも王位の継承に中継ぎの性質がみられるもので、女帝に限られたものでないことを看過している点に誤りがある。したがって、女帝が「中継ぎ」であったことを指摘しても、何らその本質・特質を指摘したことにならない。

女帝＝中継ぎ論の系譜は、女帝否認論と密接な関連をもち、天皇即位の本来は男帝でなければならぬ、という8世紀以降の前近代にもうかがえるが、とりわけ、近代になって強調される強烈なイデオロギーによって歴史的に形成されたものである。このイデオロギーの呪縛から解放されない限り、真の女帝の姿は見えてこない。

『可能性としての女帝』では、王権論の研究視点から、「性差を超越した女帝論」の必要性を説いたが、これらについては、大方の賛同を得ることができた。だが一部に、性差を超越したら「女帝」の研究にならないのではないか、という意見も寄せられた。

女帝研究は、性差を意識し、女性の大王・天皇がもつ「女性性」を明らかにするものと考えられる傾向が、なお、根強くある。

この傾向は、頭から否定されるべきことでない。だが、女帝研究は、これまでの研究史を検討すれば明瞭なように、ジェンダー・バイアスのかかった研究に陥りがちである。先に記した〈大王・天皇として即位する本来の在り方は男帝である〉という言葉などは、その最たるものである。

重要なのは、性差を強調する女帝研究の抽出した「女性性」なるものが、真に「女性性」と認定できるかどうか問われねばならないことであり、女帝の「本質」と言いうるものか吟味されねばならないであろう。深刻なのは、こうした点を踏まえた「女性」天皇研究があまりに少ないことである。「女性を対象とすれば、女性史となる」といった素朴な理解とは、今日の女性史研究が無縁であるように、これからの女帝研究は、このことにあまりに無自覚であってはならないと思う。

2

日本古代の女帝は、6人8代の数を数える。すなわち、推古天皇〈在位 593 - 628 - 以下同じ〉・皇極天皇〈642 - 645〉・斉明天皇〈655 - 661〉・持統天皇〈(686 - 称制) 690 - 697〉、元明天皇〈707 - 715〉・元正天皇〈715 - 724〉・孝謙天皇〈749 - 758〉・称徳天皇〈764 - 770〉等をさす。

6人で8代となるのは、退位した後に再び王位に即く重祚があったからであり、皇極天皇＝斉明天皇と孝謙天皇＝称徳天皇がそれに当たる。この6人8代に、江戸時代の女帝の即位事例である明正天皇〈在位 1629 - 1643〉と後桜町天皇〈在位 1762 - 1770〉の2人を加えた8人10代が日本の女帝の総てである。

かつては、こうした事実でさえも、十分に知られたものではなかったが、2000年前後から研究が増加し、活況をみせるようになると、女帝の存在は広く知られるようになる。それでも、日本史上に8人10代の女帝が存在した事実は、「そんなにもいたのか」と「それしかないのか」の二つの反応を生む。それを多いとみるか、少ないとみるかは、大王・天皇をどのようにみているかと深く関わる。

このうち、古代の女帝に限定すると、推古即位の593年から称徳死去までの770年までの約200年の間に即位した大王・天皇の17例中8例が、女帝である。それらの統治期間は、合計すると92年に及ぶ。この事実は、7・8世紀の歴史の半ば、おおよそ100年が、女帝による統治であったことを示すものである。

さらに、女帝の統治したおおよそ100年の歴史が、統治の内容に乏しい期間とは言いがたいとすれば、このことの意味を正当に評価すべきであろう。

この至極当然な事実も、学界が共有するようになったのは、比較的最近のことに属する。したがって、講義や講演で、この事実を示すと、多くの方が驚くことになる。

3

『可能性としての女帝』では、6人8代の日本古代の女帝に加え、同時代のアジアの女帝の存在を視野に入れて女帝論が論じられる必要性を、新羅・唐・東女国やその他の例をあげて述べたことがある。

女帝研究のこれからを考える時、研究の力を傾注すべきひとつの方向性は、ここにあると思える。

新羅は、3人の女帝の例がある。最初の女帝は、新羅26代の王である真平王と福勝葛文王の女の摩耶夫人との間に生まれた27代善徳王（在位632 - 647）であり、2人目は真平王の同母弟にあたる国飯（「国芬」と記す写本もある）葛文王と朴氏月明夫人との間に生まれた28代真徳王（在位647 - 654）である。3人目は、新羅48代の景文王の女であり、古代東アジア最後の女帝となる51代真聖王（在位887 - 897）の事例である。

540-576	579-632
真興王 — 銅輪 — 真平王	632-647
	— 善徳王
	摩耶夫人
	国飯
	647-654
	— 真徳王
576-579	月明夫人
真智王 — 竜春	
	— 武烈王 — 文武王 — 神文王
天明夫人	654-661
	661-681
	681-691

善徳女王の即位理由について、『三国遺事』は、その「王暦」善徳王条に「聖骨の男尽く、故に女王立つ」と記している。「聖骨」とは、骨品制に関わる最上位のランクをさす名称である。この記載によれば、新羅王権は、本来、聖骨の男が王位を嗣ぐべきであるが、聖骨の男がないので、「女王」を立てたとする。

ここには、本来、新羅王位は、聖骨の男子が嗣ぐべきとする〈男系優先〉の考えがあり、また、特定の血縁集団（この場合、聖骨集団）が王位を担うべきとする〈特定の血縁集団優先〉の考えが色濃く出ている。

真徳女王の即位理由については、『三国史記』・『三国遺事』ともに理由を記さないが、「聖骨」の男子不在という事態は変化していない。したがって、善徳死去後の新羅の王位継承は「聖骨」集団の中から再び女子を王として推戴するか、この原則を変更するかの二者択一を迫られ、結局、その即位理由は善徳女王と同様に「聖骨の男尽く、故に女王立つ」という点に求められる。新羅は、ここに2代にわたる女帝の統治の途を選んだのである。

東アジア最後の女帝となる新羅の真聖女王の即位理由は、新羅49代憲康王が嫡系の男子に恵まれず、庶子の嶠も幼児であるということに加え、兄の第

50代定康王が即位したものの早逝しているという点も考慮しなければならない。これらが条件としてあった上で、真聖女王が、天性の資質に恵まれ、「丈夫」としての器量もあることから新羅王に推戴された、と考えられる。

他方、この真聖女王は、『三国史記』が、角干の魏弘と以前から通じていたとし、若い「美丈夫」を宮内に引き入れて淫乱に耽る女帝の生活とその恣意的な国政を非難されている。

また、『三国遺事』は「王暦」が魏弘を真聖女王の「匹」（匹夫 - 内縁の夫）としており、真聖王条は、魏弘が真聖女王の乳母の梟好夫人の夫であることを記し、両書ともに、魏弘との内縁関係によって国政が専断されていたとしている。

『三国史記』や『三国遺事』編者の否定的女帝観による筆誅は、真聖女王の実像に迫ることを困難にさせている。それでも、その困難さを突破する試みが必要であろう。

中国、唐の事例は、唐の高宗の皇后であった「則天武后」（武照）である。武后は、実子を皇帝の地位から引きずりおろし、みずから即位して則天大聖皇帝（在位690 - 705）を名乗っている。皇帝に即位する経緯を略述すると、次のようになる。

すなわち、683年（弘道元）12月、高宗の死去後、太子李顕が中宗として即位するが、翌年の684年（嗣聖元）2月には、武后は中宗を廢帝とし、中宗の弟李輪（李旦）を睿宗として即位させている。こうしたことを武后が実行できたのは、高宗の遺詔に「軍国大事で決し難い場合、天后（武后）の処分に任せよ」の言があり、武后は「臨朝称制」を行う裏書きを手にしていたからである。

かくして、690年（天授元）9月9日、武后は周王朝の成立を宣言し、中国史上、最初にして最後の女性皇帝がここに出現したことになる。皇后として35年、高宗死去後7年の前史を経て、誕生した女帝である。

「東女国」は、『旧唐書』（南蛮伝）の記す東南アジアの女王国であり、「賓就」と呼ばれる女王がいたことで知られている。

『旧唐書』（南蛮伝）によれば、「東女国」は、唐高祖の武徳年間（618 - 626）に女王「湯滂氏」が使者を派遣し、方物を貢じている。また、685年（垂拱2）にはその王「斂臂」が大臣を派遣し官号を請い、武照から「左玉鈴金衛員外將軍」の号と瑞

錦製の蕃服を斂臂に賜っている。さらに、武照即位後の692年（天授3）には女王「俄琰兒」自らが来朝し、696年（万歳通天元）にも使者を派遣している。その後、玄宗朝の741年（開元29）に女王「趙曳夫」が使者を派遣し、翌年の742年（天宝元）に曲江での宴を賜り、「帰昌王」に封じられている。『旧唐書』は、その後この国が男子を王とするようになり、793年（貞元9）男王「湯立悉」らの「内附」を記している。

倭国・日本の女帝とこれらの事実を表にまとめると、次のようになる。

年	倭国・日本	新羅	唐	東女国
592	推古即位			
618	推古死去			湯滂氏（618-26頃）
632		善徳即位		
642	皇極即位			
645	皇極讓位			
647		善徳死去 真徳即位		
654		真徳死去		
655	斉明重祚			
661	斉明死去			
685				斂臂（この頃）
686	持統称制			
690	持統即位		武照皇太后即位	
692				俄琰兒（この頃）
702	持統太上天皇死去			
705		則天大聖皇帝死去		
707	元明即位			
715	元明讓位 元正即位			
721	元明太上天皇死去			
724	元正讓位			
741				趙曳夫（この頃）
748	元正太上天皇死去			
749	孝謙即位			
758	孝謙讓位			
764	孝謙重祚			
770	称徳死去			
887		真聖即位		
897		真聖死去		

4

新羅の3人の女帝については、『可能性としての女帝』で、朝鮮諸国の中で何故、新羅だけが女王を生み出したのかについての理由にまで言及したが、百済・高句麗は女王を生み出していない理由にまで

及んで指摘できていない。ふたつの理由は、密接に関わるはずである。この点については、朝鮮古代史研究者からの指摘は当然であるが、日本古代史研究者の本格的な関与や日本を含めたアジア史研究者の共同研究の推進に期待したい。

『三国史記』・『三国遺事』等の朝鮮史料や『旧唐書』・『新唐書』その他の中国史料を加えても、文献史料は決して多くはないが、アジアにフィールドをおいた比較史の視点からみてる王権研究の視座からの検討が望まれるところであろう。

則天武後の例は、日本古代の女帝が、「本来、王位を嗣ぐ皇子」の幼いことから、その成長を待つ中継ぎの性格を指摘されるが、それとは無縁の女性皇帝-女帝の例である。こうした女帝もあることを考慮して、日本の女帝も検討される必要があるのである。

『旧唐書』（南蛮伝）の東女国は、「賓就」と呼ばれる女王が湯滂氏-斂臂-俄琰兒-趙曳夫の4代に渡って即位している。これは、この国が7世紀初頭から8世紀末葉にいたるまで女主の治める国であったことを示す事実他にない。さらに、興味深いのは692年（天授3）に、女王の俄琰兒が則天大聖皇帝の下に来朝していることである。

これは、女性の君主の統治が他国にもあることを確認させるだけでなく、則天大聖皇帝の統治の正当性を内外に知らしめる意味をもったと考えられるだけに、このことの果たした意義は少なくないであろう。

女性の国政参画を忌避し、早く「牝鶏之晨」（めんどりが時を告げる-婦人が男性に代わって専らにすることを戒めたもので、『書経』牧誓編に典拠をもつ）の警言にイデオロギー化した中国で、皇帝にまで昇りつめた武照がどのような想いで俄琰兒を迎えたか、この来朝は偶然ではなく仕組まれたものではないか……等、知りたいことが沢山ある。

このことに関連して、則天大聖皇帝の即位と持統天皇の即位が、690年で同年であるが、この頃、倭-日本が遣唐使派遣を中断していたこともあり、日本で持統が即位したことを唐は把握していない。したがって、則天大聖皇帝が、持統に来朝をうながしたことはなかったが、704年（大宝4）遣唐使の粟田真人らの帰朝に伴う文武天皇への報告は、その後「大国唐でも女帝を即位させている」という点を追い風にして元明女帝が即位し、8世紀における日本

の女帝を輩出し続ける要因のひとつになったことは十分に推測できることである。

7世紀のアジアが前後の世紀に例をみない女帝の時代であったことに目を向け、国際的契機の双方向性にも留意した検討が必要とされる由縁である。

倭国・日本と新羅と唐の女性君主（女帝・女王・皇帝）の在位に注目すると、7世紀の東アジアが女帝の時代であることに気づくはずであり、日本は8世紀もまた引き続き女帝の時代でもあることに気づかねばならないであろう。倭国・日本と新羅と唐が刻してきた歴史が相異なるにもかかわらず、また、その数に違いはあるが、共通して女帝を生んでいる「偶然」を、それぞれの国の王権の歴史的展開の中で検討してみれば、王権の共通性と差異性がみえてくるはずである。これは、比較史のなかに女帝をおいて考えてみる方法である。

また、これらの比較の中に、さらに「東女国」を加え、東南アジアのチャンパ王国（林邑国－現在のヴェトナム）の「女王」も入れて検討することも可能である。

チャンパ王国が「女王」を生んだ経緯は、『旧唐書』（南蛮伝）・『新唐書』（南蛮伝下）・『資治通鑑』（永徽4年2月条）等にみえることである。

それらによれば、チャンパの国王「范頭黎」が亡くなり、その子の「范鎮龍」（范真龍）が立ったが、645年（貞観19）に大臣の「摩訶慢多迦獨」によって殺されてしまう。「摩訶慢多迦獨」は実力で国王の地位に就くが、国人が従わず、「范頭黎」の女婿にあたる「バドレスヴァラヴァルマン（婆羅門）」を王に擁立する。しかし、「范頭黎」を慕う者が多いので廢し、代わって「范頭黎」の「嫡女」であった「イサナヴァルマン」を女王として立てるが、国内を能く治めることができなかつた（「女不能治国」）。そこで、大臣の「可倫翁」らは、「范頭黎」の「姑」の子にあたり、范頭黎によって父を殺され、「真臘（現在のカンボジア）」に逃げていた「諸葛地」を迎え、「女王（イサナヴァルマン）」を妻として、王に立てたところ国が定まり、永徽年間から天寶年間（650－755）の間に3度、唐へ入朝をしたことを記す。

チャンパ王国の「女王」の例は、擁立したものの、うまくいかなかった例であるが、女帝統治を「牝鶏之晨」として否定的にとらえる動きは、チャンパ王

国のみにおきたものでない。唐にも新羅にも、そして、日本にも女帝統治を否定的にとらえる動きは、共通してみられる。比較史の有効性は、ここにもみられるのである。

結びにかえて

2006年（平成18年）9月6日、皇室に秋篠宮文仁親王以来41年ぶりの男子が誕生した。皇太子、秋篠宮に次ぐ皇位継承の順位が第三位となる悠仁親王の誕生であった。

「待望」の男子の誕生ということで、愛子内親王への即位の途を開く、「皇室典範」の改定の動きは、急速にしばんでいった。女帝研究も、この頃から数の上でも少なくなつていった。もとより、女帝研究は、女性天皇・女系天皇即位の途を開く「皇室典範」改定の動きに直接に触発されて盛んになったわけでない。女帝研究は、それ以前から着々と積み上げられてきており、井上光貞氏の「古代の女帝」（『日本古代国家の研究』岩波書店、1965年）を導きにして、その批判と継承を意識して、上田正昭氏の『日本の女帝』（講談社新書、1971年）や小林敏男氏の『古代女帝の時代』（校倉書房、1987年）等の業績を蓄積してきていた。

それでも2000年前後から、多様な視角から女帝を検討した論著が世に問われ、旧来の通説的見解は見直されるようになり、不当な評価は消えたといえる。

しかし、このことに安住することなく、この間に何が、どこまで、明らかになったのか、を確認し、次ぎのステージをめざし、新たな女帝研究は、何をめざすべきかが問われねばならないであろう。

ここでは、王権研究の視点から検討する女帝研究のひとつとして、比較史的研究の必要性を記したが、地域・時代の広狭を工夫することで多様な比較史が可能である。

今回、執筆の機会をいただき、私の研究の関心事のひとつである女帝研究の現状と必要と思える研究の方向性の一端を記させていただいた次第である。